

アメリカ著作権制度の概要と コンテンツの法的保護

2005年11月10日

インフォテック法律事務所

弁護士 山本隆司

プリティ・ウーマン事件

“Oh, Pretty Woman” – 
by Roy Orbison and William Dees

Pretty Woman, walking down the street,
Pretty Woman, the kind I like to meet,
Pretty Woman, I don't believe you,
you're not the truth,
No one could look as good as you
Mercy

Pretty Woman, won't you pardon me,
Pretty Woman, I couldn't help but see,
Pretty Woman, that you look as lovely
as can be , Are you lonely just like me?

"Pretty Woman" – 
as Recorded by 2 Live Crew

Pretty Woman, walking down the street,
Pretty Woman, girl you look so sweet,
Pretty Woman, you bring me down to
that knee, Pretty Woman, you make me
wanna beg please, Oh, Pretty Woman

Big hairy woman, you need to shave
that stuff, Big hairy woman, you know I
bet it's tough
Big hairy woman, all that hair ain't legit,
'Cause you look like Cousin It
Big hairy woman

アメリカ著作権法の歴史

- 1557年 **出版会社設立許諾**
 - … 図書の宗教的・思想的検閲の目的
 - … "stationer's copyright" (1774年廃止)
- 1710年 **アン条例**

著者に著作権を与えた。

 - … 独占権は14年間(更新可能)
- 1783年 **大陸会議**
 - … 著作権法制定を勧告(著作、14年間)
 - … 大半の州で著作権法が制定された。
- 1789年 **連邦憲法著作権条項**

1. 連邦制度

(1) 著作権法の法源

米国連邦憲法1条8項8号

「連邦議会は、**著作者(author)**および発明者に対して、それぞれ**著作(writing)**および発明に対する排他的権利を一定の期間に限り付与することにより、科学および有用な技芸の振興を促進する……権限を有する。」

1976年著作権法301条(a)項

「著作者が作成した著作物であって、**有形的表現媒体に固定され**、かつ、第102条および第103条に定めるもの(…)に対する、**第106条に定める著作権の一般的範囲内の排他的権利に相当する普通法または衡平法に基づく全ての権利**は、1978年1月1日以後は、本編の排他的な規制を受ける。その後は、いかなる者も、コモン・ローまたは州の制定法に基づく上記著作物に対する上記の権利またはこれに相当する権利を受けることができない。」

州法による著作物の保護...未固定著作物、著作者人格権

(2) 裁判管轄権

米国連邦憲法3条2項

「司法権はつぎの諸事件におよぶ - すなわち、この憲法、合衆国の法律、合衆国の権能により締結されまた将来締結されるべき条約に基づいて発生するすべての普通法ならびに衡平法上の事件。全権大使その他の外交使節および領事に関する事件。海事裁判および海上管轄に関するすべての事件。合衆国が当事者の一方である訴訟。二州またはそれ以上の州の間の訴訟。一州と他州の市民との間の訴訟。相異なる州の市民間の訴訟。異なる諸州の付与に基づく土地の権利に関する一州の市民間の訴訟。および一州またはその市民と他の国家または外国市民もしくは臣民との間の訴訟。」

28 USC 1338(a)

「The district courts shall have original jurisdiction of any civil action arising under any Act of Congress relating to patents, plant variety protection, copyrights and trademarks. Such jurisdiction shall be exclusive of the courts of the states in patent, plant variety protection and copyright cases.」

2. 保護の客体

(1) 実演、レコード、放送は、著作権で保護され、著作隣接権制度はない

- ・実演 録音物や視聴覚著作物(映画)
- ・レコード 録音物
- ・放送 録音物や視聴覚著作物(映画)

著作物のカテゴリー

言語の著作物・・・1790

音楽の著作物・・・1831

演劇の著作物・・・1909

パントマイムおよび舞踊の著作物・・・1976

絵画、図形および彫刻の著作物・・・1865, 1870

映画その他の視聴覚著作物・・・1912

録音物・・・1972

建築著作物・・・1990

編集著作物・・・1976

二次的著作物・・・1976

(2) 著作権の対象

著作権法102条(a)項

「著作権による保護は、本編に従い、現在知られているかまたは将来開発される有形的表現媒体であって、直接にまたは機械もしくは装置を使用して著作物を覚知し、複製しまたは伝達することができるものに**固定された**(fixed)、著作者が作成した**創作的な**(original)**著作物**(works)に及ぶ。著作者が作成した著作物は、以下に掲げる種類の著作物を含む。……」

Trade-Mark Cases, 100 U.S.82 (1879): 連邦憲法1条8項8号の「著作者」の文言から「創作性」の要件が、「著作」の文言から「固定」の要件が、必要と解釈。

著作物(works)

創作性(originality)

固定性(fixation)

著作物(works)の概念

Burrow-Giles Lithographic Co. v. Sarony, 111 U.S. 53 (1884): 「著作」とは、「著作者の内心の観念(ideas)に、目に見える表現を与えるあらゆる形式」と解釈。

1976年著作権法制定に関する下院報告書94-1476:

1976年著作権法に定める「著作物」(works)の意味は、「著作」の意味よりも狭く、印刷書体(typeface)など、実用品であってその機能とデザインが不可分であるものを含まない。著作物として102条に列挙されているカテゴリーは、例示にすぎず、裁判所がこれらに類するものを著作物として保護することを許容する。

創作性(originality)の概念

Baker v. Selden, 101 U.S. 99 (1879):

「当該書籍が他の著作物からの**盗作**でない限り、当該書籍は、その新規性の有無にかかわらず、著作権法の保護の対象となる」

Burrow-Giles Lithographic Co. v. Sarony, 111 U.S. 53 (1884):

「そのものの**起源**が帰する(owes its origin)」ことが創作性である。

Bleinstein v. Donaldson Lithographing Co., 188 U.S. 239 (1903):

「個性は常に何らかの独自のなものを含んでいる。**個性**は、筆跡にさえその特異性を表現している。いかに貧弱な芸術であっても、個性にはこれ以上小さくできない何かの**もの**がある。これが、その人独自のもの(one man's alone)である。その行為の表現方法に制約があるのでなければ、その作成者はこれに著作権を取得できる。」

Feist Publications, Inc. v. Rural Telephone Co., Inc., 499 U.S. 340 (1991):

「著作権法の用語において創作的であるとは、当該著作物が当該著作者によって独立して作成された(independently created)ものであって、かつ、最低限度の創造性(minimal degree of creativity)をもっていることをいう。明らかに、必要な創造性の程度は、きわめて低い。微かな程度で十分である。ほとんどの著作物は、どんなに幼稚で、粗末で、明白なものであっても何らかの創造的ひらめきを含んでいるので、たやすくその程度の創造性を満たしている。創作性は、新規性を意味しない。著作物は、他の著作物といかに類似していても、その類似性が複製の結果ではなく偶然的なものである限り、なおも創作的である。……

残された問題は、ルーラルがこれら著作物性のない情報を創作的な方法で選択・整理・配列したかどうかである。前述のとおり、創作性は厳しい基準ではない。事実が革新的または驚異的な方法で表されることは必要でない。しかし、事実の選択・配列がいかなる創造性(creativity)をも必要としないほど機械的(mechanical)または月並みな(routine)ものであってはならない、ということも真実である。創作性の基準は低いが存在しないわけではない。当裁判所が説明したことがあるように、憲法は最低限度の創造性を要求しており、侵害されたと主張する著作者は、思想または観念の知的生産の存在を証明しなければならない。」

固定性(fixation)の概念

著作権法101条における定義規定：

「著作物は、著作者がまたはその許諾を得て、**通過的期間以上の期間にわたって著作物を覚知し、複製し、または伝達することが可能な程度に永続的または安定的に、著作物をコピーまたはレコードに収録したときに、有形的表現媒体に『固定』される。**本編において、送信される音声、映像またはその両者からなる著作物は、送信と同時に固定されている場合には『固定』されている。」

1978年7月「著作物に関する新しい技術使用についての委員会」(CONTU)最終報告書

MAI Systems Corp. v. Peak Computer, 991 F.2d 511 (9th Cir. 1993)

1998年10月「デジタル・ミレニアム著作権法」(DMCA)

(3) 著作物の保護要素

表現とアイデアの二分法理(The Dichotomy of Idea/Expression)

Baker v. Selden, 101 U.S. 99 (1879):

「既存の薬であろうと新規の薬であろうと薬の組成と使用方法について書かれた論文、耕作用具や時計や攪乳器の作成と使用方法について書かれた論文、塗料や染料の色の混合方法や使用方法についての論文、または遠近法を実施する方法について書かれた論文は、著作権法の対象となるが、何人もそこに記載された技法や製法に著作権の独占権が及ぶと主張しはしない。当該書籍が他の著作物からの盗作でない限り、当該書籍は、その新規性の有無にかかわらず、著作権法の保護の対象となる。記述または説明された技法等の新規性と著作権の効力とは全く無関係である。新規性が公に審査されることなく、記述された技法自体に独占的権利の成立を認めるならば、公衆に対する不意討ちとなり公衆を欺もうすることとなる。技法や製法の発明や発見に対する独占的権利は、それが付与される前に、特許庁によって審査されなければならないのである。このような権利は、政府から特許として付与されてはじめて取得できる。」

著作権法102条(b)項

「著作者の創作にかかる著作物に対する著作権による保護は、形態の如何を問わず、かかる著作物に記述、説明、図解または具現化されたいかなるアイデア(idea)、手続(procedure)、処理方法(process)、方式(system)、操作方法(method of operation)、概念(concept)、原理(principle)または発見(discovery)に、及ぼされてはならない。」

マージ理論・ありふれた情景の理論

Baker v. Selden, 101 U.S. 99 (1879):

「数学について書かれた本に対する著作権は、著作者に、彼が示した計算方法や彼が説明のために使った図表に対する独占的権利を与えるものではなく、著作者は他の技術者が必要な場合にこれを使用することを差し止めることができるものではない。科学または実用的技法についての出版の目的は、正に、その含まれる有用な知見を世界に伝達することにある。しかし、この知見が著作権を侵害せずには使用できないとすれば、この目的は挫折する。それゆえ、著作物が教えるところの技法がその本に書かれていた表現方法や図表やこれに類したものを使わずには実行できない場合には、このような表現方法や図表はその技術に必然的に付随するものと考えられ、別の本でこの技術を説明し出版するためではなくその技術を応用するためには、その方法や図表は公衆に帰属するものというべきである。」

Data East USA, Inc. v. Epyx, Inc., 862 F.2d 204 (9th Cir. 1988):

「しかし、第9巡回区の法理においては、『アイデアとその表現が……不可分(inseparable)である』場合には表現の類似性を認定しない。というのは、このような状況において表現を保護することは、著作権者にアイデアに対する独占権を与えることになるからである。……

また、アイデアに必要なに伴う表現の要素、または『ありふれた情景』、すなわち『与えられた[アイデア]の取り扱いにおいて実際上不可避的(indispensable)または少なくとも標準的(standard)な』表現にも、著作権の保護は与えられない。……」

非文字的ないし抽象的表現要素 ...抽象化テスト

Nichols v. Universal Pictures Corporation, 45 F.2d 119 (2d Cir. 1930):

「当然のことであるが、**権利の及ぶ範囲が文章の字句に限定されえない**ということは、コモンロー上の権利であるか制定法上の権利であるかを問わず、言語的財産に対する保護として本質的である。さもなければ、盗用者は、些細な変更によって、侵害を免れることとなってしまう。…ゆえに、問題は、盗用された部分が”実質的”であって、そのため著作物の”公正な使用”ではないか、である。それは、他の著作物においても発生する同じ問題である。……しかし、盗用者が設定の中の一部分を丸ごと盗用するのではなく、全体を抽象化したものを盗用する場合には、もっと厄介な判断が必要となる。**いかなる作品であれ、特に演劇作品においては、作品から一つ一つ物語中の出来事を除いていくと、一般性を増した多くの手法だけになる。おそらく、最後には、その演劇が言いたいことの最も抽象的なメッセージだけになる。場合によっては、その題名だけになるかもしれない。しかし、抽象化の過程の一点において、もはや保護されないところが現れてくる。**というのは、さもなければ、劇作家は、表現とは区別され財産権の及ばないアイデアの使用さえも排除できることになるからである。」

(4) 形式的要件

著作権表示(copyright notice)

米国においては、1989年にベルヌ条約に加盟するまでは、著作権表示は、著作物の**保護要件**であった。すなわち、著作物を「発行」する際、適切な著作権表示を付していなければ、著作権は失効するものとされていた。

1989年3月1日以降は、ベルヌ条約の無方式主義に従って、著作権表示は著作物の保護要件ではなくなり、任意的制度となった。しかし、著作権表示を奨励するために、著作権表示に「善意侵害(innocent infringement)の抗弁」(504条(b)(2))を排除する効力を与えている(401条(d)、402条(d))。

著作権登録(copyright registration)

著作権登録は、著作物の保護要件ではない(408条(a))。著作権登録は、著作権侵害訴訟の**訴訟要件**である(411条(a))。すなわち、著作権登録を行うまでは、著作権侵害訴訟を提起することができない。ただし、ベルヌ条約加盟国を本国とする著作物(101条)については、著作権登録は訴訟要件とはされていない。

しかし、ベルヌ条約加盟国を本国とする著作物であるか否かを問わず、著作権登録には一定の恩恵が与えられている。すなわち、第1に、著作物の発行後5年以内に著作権登録がなされれば、その著作権登録証に記載された事項および著作権の有効性について裁判上一応の証拠となり、これについて**法律上の推定**を受けられることができる(410条(c))。

第2に、原則として著作権登録後に生じた著作権侵害については、著作権者には**法定賠償請求権**と**弁護士費用賠償請求権**が与えられる(412条)。

著作権譲渡証書の登録(recordation of copyright transfer documents)

著作権の**二重譲渡**における取引の安全の保護制度として、著作権譲渡証書を登録して後出の譲受人の出現を防止するというものである。

著作権譲渡証書の登録は、ベルヌ条約加盟(1989年3月1日)前は、著作権登録と同様、著作権侵害訴訟を提起するための**訴訟要件**であったが、ベルヌ条約加盟後は、ベルヌ条約加盟国の著作物のみならず米国著作物についても、任意的制度に改正された。

3. 著作権の主体

(1) 著作権の帰属

著作権法201条(a)項

「原始的帰属 - 本編に基づいて保護される著作物に対する著作権は、当該著作物の著作者に原始的に帰属する。共同著作物の著作者は、当該著作物に対する著作権の共有者となる。」

(2) 著作者の概念

Community For Creative Non-Violence v. Reid, 490 U.S. 730 (1989):

「原則として[= 職務著作の例外]、著作者とは、著作物を現実に作成した者、すなわち、アイデアを著作権の保護対象である固定された有形的な表現に転換する者をいう。」

(3) 職務著作の法理(Works Made for Hire Doctrine)

著作権法101条

「(1) 従業員がその職務の範囲内で作成する著作物。

(2) 集合著作物の寄与物、映画その他の視聴覚著作物の一部分、録音物、翻訳、補足的著作物、編集著作物、教科書、試験問題、試験の解答資料または地図帳として使用するために、特に注文または委託を受けた著作物であって、当事者が署名した文書によって職務著作物として扱うことに明示的に同意したもの。……」

(4) 共同著作物の概念

著作権法101条

「『共同著作物』とは、二人以上の著作者が、各々の寄与物を単一物における不可分または相互依存する部分に統合する意思をもって作成する著作物をいう。」

cf: 日本著作権法2条1項12号における定義

「共同著作物 二人以上の者が共同して創作した著作物であって、その各人の寄与を分離して個別的に利用することができないものをいう。」

共同著作行為

Erickson v. Trinity Theatre, Inc., 13 F.3d 1061 (7th Cir. 1994):

「著作者となるためには、単なる方向性やアイデア以上のものを提供しなければならない。著作者とは、「著作物を現実に作成した者、すなわち、アイデアを著作権の保護対象である固定された有形的な表現に転換する者」である。」

単一著作物性

不可分な(inseparable)または相互依存(interdependent)

...相互依存(interdependent)は、日本法にはない

共同著作行為

Erickson v. Trinity Theatre, Inc., 13 F.3d 1061 (7th Cir. 1994):

「著作者となるためには、単なる方向性やアイデア以上のものを提供しなければならない。著作者とは、「著作物を現実に作成した者、すなわち、アイデアを著作権の保護対象である固定された有形的な表現に転換する者」である。」

単一著作物性

不可分な(inseparable)または相互依存(interdependent)

...相互依存(interdependent)は、日本法にはない

共同著作意思

著作物Bが共同著作物であるためには、共同著作の意思はXが著作物Aを作成した時点において存在しなければならない。

自分の創作物が将来誰かに使ってもらえるかもしれないという期待だけでは足りない。自分の創作物を著作物の一部にする意思では足りず「共同著作者」たる地位に立つ意思で作成することが必要である。

Childress v. Taylor, 945 F.2d 500 (2d Cir. 1991)

「たとえば、作家は、初稿に夥しい有用な修正を行う編集者と仕事を共にすることが多々あるが、その修正の中には著作物性のある表現たる付加も存在する。両者は、各々の寄与物を単一物における不可分な部分に統合する意思を有しているが、編集者は、ましてや作家は、編集者が共同著作者たる地位を与えられることを、したがって当該発行著作物の著作権に対して半分の持ち分を取得することを、ほとんどの場合予定していない。」

4 . 著作権の内容

(1) 権利の束

著作権法106条

複製権...すべての有形的複製に及ぶ。

二次的著作物作成権...翻案行為には複製権も及ぶ。

頒布権...first sale doctrine。貸与権を含む。公衆送信を含む

実演権...展示以外のすべての無形複製。

展示権...原作品による展示に限られない。

(2) 著作者人格権の保護

氏名表示権の保護...ランサム法43条(a)項: 逆詐称販売

Smith v. Montoro, 648 F.2d 602 (9th Cir. 1981)

「地裁が43条(a)適用の基準を詐称販売(passing off)に限定するとすれば、このようなせまい解釈は確立された判例法に反するものである。.....

政策上、このような行為【逆詐称販売】は、伝統的な詐称販売と同様に、他人の才能および技能を不正使用しまたは利益を得ようとする行為であるので違法である。さらに、逆詐称販売の場合、出所を誤認させられた製品の作成者は、その意思によらずに、公衆が満足する製品の本当の出所を公衆が知ることによって生ずるところのその名前の広告的価値および商業的信用を奪われることになる。また消費者は、製品の本当の出所を知る機会を奪われ、出所について誤って信じ込まされることも起こりうる。

映画産業においては、受賞その他賞賛の対象である特定の俳優の演技は、映画鑑賞者を引きつける主たる要因でありうる。ある俳優たちは、映画館の看板にその俳優の名前が出ることによって経済的成功を保証するほど集客力があるといわれている。.....俳優の映画出演料および出演契約を獲得する能力は、多くの場合俳優の名前を映画館に表示した場合のその集客能力に基づいて評価されるので、俳優が出演した映画のクレジットに正しく俳優の名前を与えることは、俳優がその「サービス」すなわち演技を販売することを可能にする上で、決定的に重要であると考えられる。」

同一性保持権の保護...ランハム法43条(a)項: 虚偽出所表示

Gilliam v. American Broadcasting Companies, Inc., 538 F.2d 14 (2d Cir. 1976)

「ABCが編集された番組を放送する権利を持っていたか否かにかかわらず、当該カットがモンティ・パイソン作品の違法な切除に当たるとの理論に基づいて、原告が勝訴する可能性があると思われる。.....

州の不正競争法に対応する連邦であるこの法律[ランハム法43条(a)]は、原告の業務上または個人的な声望を害するような不正表示を差し止めるために主張されてきた。.....たとえ技術的に真実であっても、製品の出所について虚偽の印象を生じさせる表示は、十分にランハム法の侵害となる。.....

ある人の著作物を変形することは、その人が作っていない物についてその人をその創作者として表示することであり、その人が作っていない物についてその人を批判の対象に晒すものである。本件の場合、切除の結果について評価を受けるのは放送局ではなく作家または実演家である。というのは、公衆は、最終製品をみて著作物を評価するからである。したがって、被告が原告の著作物を「曲解して」誤って伝える改変物を公衆に提示する場合、ランハム法43条(a)が認める権利による救済を必要とする。」

視覚芸術著作物に対する人格権
...著作権法106A条

(3) 著作権の譲渡

著作権と媒体所有権の分離

コモンロー著作権におけるプッシュマン法理

(4) 著作権の利用許諾

独占的利用許諾は、制限付きの著作権譲渡と扱われる。

5. フェア・ユース

(1) 著作権法107条

「第106条および第106A条の規定にかかわらず、批評、解説、ニュース報道、教授(教室における使用のために複数のコピーを作成する行為を含む)、研究または調査等を目的とする著作権のある著作物のフェア・ユース(コピーまたはレコードへの複製その他第106条に定める手段による使用を含む)は、著作権の侵害とならない。著作物の使用がフェア・ユースとなるか否かを判断する場合に考慮すべき要素は、以下のものを含む。

(1) **使用の目的および性格**(使用が商業性を有するかまたは非営利的教育目的かを含む)。

(2) **著作権のある著作物の性質。**

(3) **著作権のある著作物全体との関連における使用された部分の量および実質性。**

(4) **著作権のある著作物の潜在的市場または価値に対する使用の影響。**
上記の全ての要素を考慮してフェア・ユースが認定された場合、著作物が未発行であるという事実自体は、かかる認定を妨げない。」

(a) 著作物使用の目的および性格：

著作物の使用方法がトランスフォーマティブ(transformative)な使用(新たな価値・意味・視点を付加するような使用)であれば、フェア・ユースの推定を与え、(d)著作物市場への影響の立証責任を原告に課す。著作物の使用方法がトランスフォーマティブな使用でない場合、非営利的使用にはフェア・ユースの推定を与え(d)著作物市場への影響の立証責任を原告に課すが、商業的使用にはフェア・ユースではないとの推定を与え(d)著作物市場への影響の立証責任を被告に課す。

(b) 著作物の性質：

著作物が芸術的著作物か、事実的著作物か、機能的著作物かを区別する。芸術的著作物は創作性のある要素が大きく、保護の範囲が広がるのであるが、事実的著作物や機能的著作物では、その中の事実やアイデアの要素は保護を受けないので保護を受ける範囲は狭くなり、フェア・ユースの成立する余地は大きくなる。

(c) 著作物使用の量と実質性：

著作物を使用する量が少なく、かつ、使用が著作物の核心的部分に及ばない場合には、フェア・ユースの成立する余地が大きくなる。

(d) 著作物市場への影響の立証責任：

被告による使用が原告の著作物の既存市場または潜在的市場を奪うものである場合には、フェア・ユースが成立しない。ここでいう著作物の潜在的市場は、未だ作成されていない二次的著作物の市場が含まれる。

以上を端的に言えば、**トランスフォーマティブ・ユース**または**非営利的使用**と認定されれば、原告が損害の立証に成功しない限りまたは使用の範囲が必要な限度を明らかに超えない限り、フェア・ユースの成立が認められる。他方、トランスフォーマティブでない**商業的使用**と認められれば、被告が損害の不存在を立証しない限り、フェア・ユースの成立が認められることはない。

(2) トランスフォーマティブ・ユース

Campbell v. Acuff-Rose Music, Inc., 510 U.S. 569 (1994)

「フェア・ユースの検討における第1の要素は、107条(1)号の『使用の目的および性格(使用が商業性を有するかまたは非営利的教育目的かを含む)』である。……この検討における中心的目的は、ストーリー判事の言葉を借りれば、**新しい作品が原創作物の『対象に取って代わる』だけであるのか(...)**、**それとも新しい表現、意味付けまたはメッセージで原創作物を改変して新たな目的または異なる性質の新規物を付け加えるのか**、を検討することであり、言い換えれば、**新しい作品が『トランスフォーマティブ』(transformative)であるかどの程度そうであるかを問う(...)**ものである。かかるトランスフォーマティブ・ユースがフェア・ユースの認定に絶対的に必要なものではないけれども、**科学と技芸を振興するという著作権の目的は、トランスフォーマティブな著作物の創作によって、原則として、前進させられる**。したがって、かかる著作物は、著作権の守備範囲における熟慮の機会を保障すべきフェア・ユースの法理の核心に所在するのであり(...)、**新しい作品がトランスフォーマティブであればあるほど、フェア・ユースの認定に否定的に評価される商業性のような他の要素の重要性が減少する。……**

ソニー判決に裏付けを見いだされる被害の『推定』または推認は、商業的目的による単なる複製を越える何らかのものを含む事件には、適用しえない。……ソニー判決が述べたことは、単なる常識であって、**商業的使用が原作品の完全な単なる複製にとどまる場合には原作品の『目的に取って代わり』、その市場代替物として機能し、その結果原作品に対する認知可能な市場被害が発生することが明白である、ということである。**しかし、**反対に、二次的な使用がトランスフォーマティブである場合には、市場代替性は少なくともより不確定であり、市場被害はそう容易く推認されうるものではない。**まったく、**純粹単純なパロディについては、新しい作品は、この要素に基づく認知可能な方法において原作品の市場に影響を与えることは、すなわちその代替物として働くということはさらにありそうもない。**……**というのは、このようなパロディと原作品は通常、異なった市場機能を果たすからである。」**

- ・パロディー
- ・報道目的
- ・研究目的
- ・批判・批評目的
- ・比較広告

(3) その他

- ・アイデアの抽出
- ・事実の抽出
- ・引用...批判批評目的の場合
- ・私的複製...タイム・シフティングの場合

6 . 著作権の保護期間

(1) 1978年1月1日以降に創作された著作物

原則は、**死後70年**

ただし、無名、変名、職務著作物は、創作後120年・発行後95年

(2) 1978年1月1日現在、未発行の著作物

原則: 1978年1月1日以降に創作された著作物と同じ

例外: 1909年法下で保護されていなかったため、保護期間の始期は、1978年1月1日である。

保護期間の最短は、2002年12月31日とされる。

2002年12月31日までに発行された場合には、保護期間の最短は、2047年12月31日とされる。

(3) 1978年1月1日現在、発行済みの著作物

1923年 - 1949年に発行された著作物は、発行後28年間保護される。さらに、更新登録によって67年間延長される。合計**最長95年**の保護を受ける。1950年 - 1977年に発行された著作物は、発行後28年間保護される。さらに、67年間、更新延長される。合計最長95年の保護を受ける。

したがって、1923年以降に発行された著作物は、**現在も著作権が存続**している可能性がある。

(4) 終了権の制度

著作者は、その著作権を譲渡または利用許諾した場合に、一定期間(原則として**権利付与後35年間**)**経過後5年間**、著作者が一方的にこれらの権利付与を終了させることのできる(203条)。

ただし、以下のものは、終了権の対象にはならない。

非独占的利用許諾
遺言による権利付与
職務著作物

7. 著作権侵害の認定方法

(1) 著作権侵害の要件事実

原告による著作権の保有

被告による原告著作物の複製

..... <複製行為の存在> と <保護要素における実質的類似性>

(2) 3ステップ・テストと2ステップ・テスト

...陪審員にどこまで判断させるか

著作権侵害の要件事実と認定方法（[アルタイ判決](#)）

原告による著作権の保有

被告による原告著作物の複製：

(a) 直接証拠、または

(b) 間接証拠による推認

(1) 被告による原告著作物へのアクセス

(2) 原・被告著作物間の実質的類似性

(i) 抽象化テスト

(ii) 排除テスト

(iii) 比較テスト

著作権侵害の要件事実と認定方法（ゲイツラバー判決）

原告による著作権の保有

被告による原告著作物の複製：

(a)複製行為の存在：

(a') 直接証拠、または

(a'') 間接証拠による推認

(1) 被告による原告著作物へのアクセス

(2) 原・被告著作物間の証拠的類似性

(b)複製行為の違法性：

(1)複製が保護要素に及ぶこと...抽象化テストおよび排除テスト

(2)保護要素の複製が実質的であること...比較テスト

著作権侵害の要件事実と認定方法（ブラウンバッグ判決）

原告による著作権の保有

被告による原告著作物の複製：

(a)直接証拠、または

(b)間接証拠による推認

(1) 被告による原告著作物へのアクセス

(2) 原・被告著作物間の実質的類似性

(i) 外部テスト

(ii) 内部テスト

(3) 抽象化テスト

Nichols v. Universal Pictures Corporation, 45 F.2d 119 (2d Cir. 1930)

「当然のことであるが、**権利の及ぶ範囲が文章の字句に限定されえない**ということは、コモンロー上の権利であるか制定法上の権利であるかを問わず、言語的財産に対する保護として本質的である。さもないとすれば、盗用者は、些細な変更によって、侵害を免れることとなってしまう。」

Computer Associates Intern., Inc. v. Altai, Inc., 982 F.2d 693 (2d Cir. 1992)

「[ニコルズ判決の]抽象化テストはもともと小説や演劇の著作物に関連して適用されたが、コンピュータ・プログラムにも応用可能である。ウエラン判決のアプローチとは対称的に、抽象化テストは、当該著作物は多くのアイデアと表現からできていることを暗黙の前提としている。……

まず、裁判所は、**理論的にはリバースエンジニアリングに似た方法で、侵害されたと主張される著作物を分解し、著作物中の抽象化の各レベルを分離していく**。このプロセスは、コードからはじまり、プログラムの究極的機能を一言で表すことで終わる。この過程においては、プログラムの創作のさいにとられたのとは逆の順序で、設計者の各ステップを追跡し、書き留めていくことが必要不可欠である。」

(4) 排除テスト

Gates Rubber Co. v. Bando Chemical Industries, Ltd., 9 F.3d 823 (10th Cir. 1993)

「裁判所は、いったんコンピュータ・プログラムの抽象化諸レベルを確定したら、著作権によって**保護されないプログラムの要素を排除**しなければならない。著作権法は、『**アイデア**、手続、処理方法、方式、操作方法、概念、原理、または発見』は保護されないと規定する[法典17巻102条b項]。したがって、裁判所は、これらの非保護要素を排除しなければならない。また、著作権法の目的を実効的あらしめるために、**マージ理論**(merger doctrine)および**ありふれた情景の理論**(scene a faire doctrine)を適用して、非保護要素を排除するのが適当である。」

(5) 比較テスト

Arnstein v. Porter, 154 F.2d 464 (2d Cir. 1946)

「複製の証明があったとしても、それで十分なわけではない。というのは、違法ではない『許される複製』がありうるからである。被告が不当に使用したか否かも、事実の問題である。その問題についての適当な基準は、書面上での比較や訓練された音楽家の判断による比較のような分析その他の比較による個々の楽曲の比較ではない。原告の法的に保護される利益は、音楽家としての名声ではなく、素人の公衆の鑑賞によって楽曲から得られる潜在的な経済的報酬に対する利益である。

それゆえ、問題は、被告が、このような流行曲が対象とする聴衆である素人の聴衆の耳に喜ばれるものを原告の作品から盗用し、原告に帰属するものを不当に使用したか否かである。」

Computer Associates Intern., Inc. v. Altai, Inc., 982 F.2d 693 (2d Cir. 1992)

「分析の対象になっているものが通常の素人にそのままで理解でき一般的になじみのある著作物の形態にかぎられているときには、[アーンシュティン・テスト]のアプローチは、その目的をよく果たした。……むしろ、コンピュータ・プログラムは裁判官であれ陪審員であれ素人の観察者には少々理解しがたいようであり、したがって、アーンシュティン・テストを編み出した人々が予想していた著作物の範疇には入らない、という現実を当裁判所は認める。……コンピュータ・プログラムに関して、実質的類似性の事実認定については、当裁判所は、事実認定者は自己の素人的観察眼に縛られることを要しないと信ずる。」

8. 著作権侵害に対する救済措置

(1) 民事的救済

差止請求権(502条)

廃棄請求権(503条)

損害賠償請求権(504条)

…現実損害の賠償と法定賠償制度

裁判費用回復請求権(505条)

弁護士費用回復請求権(505条)

Fogerty v. Fantasy, Inc., 510 U.S. 517 (1994)

…二重の基準論を排除

「著作権法は創作的著作物への利用を通じて究極的に公衆の利益を増進する目的に寄与するものであるので、著作権法の限界線ができる限り明確に画されることが殊に重要である。その目的のためには、成立する可能性のある著作権に対する抗弁を主張しようとする被告は、原告が成立する可能性のある侵害の主張を鼓舞されるべきであるのと同じ程度において、訴訟を遂行することを鼓舞されるべきである。……したがって、著作権侵害訴訟における抗弁に成功することは、著作権者が著作権侵害の請求を求める訴訟に成功するのと全く同じ程度に、著作権法の政策目的を増進しうるものである。」

(2) 刑事制裁

営利目的の著作権侵害には、5年(再犯の場合には10年)以下の禁固もしくは罰金またはその併科

(3) 輸入差止

...輸入権(602条)

裁判所の命令 税関庁による押収・廃棄

税関庁への著作権登録 税関庁による押収・廃棄

ITCによる命令 税関庁による押収・廃棄

9. 著作権侵害の主体

(1) 原告適格

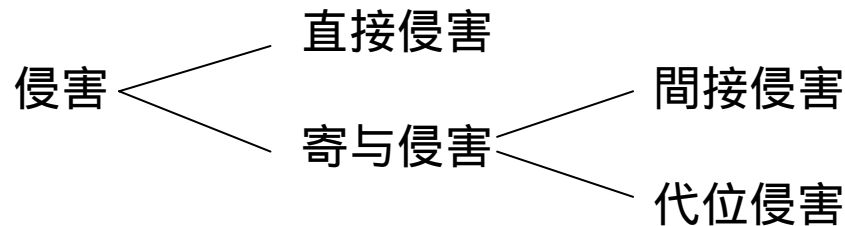
著作権法501条(b)前段:

「著作権に基づく排他的権利の法的または受益的保有者 (legal or beneficial owner of an exclusive right) は、第411条の要件を条件として、その権利者である間に行われた当該権利の侵害について訴訟を提起することができる。」

(2) 被告適格

著作権法501条(a)前段:

「何人であれ、第106条ないし第121条に規定する著作権者の排他的権利もしくは第106A条(a)に規定する作者の排他的権利を侵害し、または第602条に違反してコピーもしくはレコードを合衆国に輸入する者は、それぞれ著作権または作者の権利の侵害者となる。」



寄与侵害責任

要件:

侵害の認識 (knowledge = know or have reason to know)

侵害専用物類型 (*Sony Corp. v. Universal City Studios*, 464 U.S. 417 (1984)): 実質的な非侵害用途のない物の提供者には、侵害の認識が擬制される (constructive knowledge)

侵害扇動類型 (*Metro-Goldwyn-Mayer v. Grokster*, __ U.S. __ (2005)): 扇動意図 (intent to promote infringing use) の立証で侵害の認識を満たす

不作為犯類型 (*Religious Technology Center v. Netcom*, 907 F.Supp. 1361 (N.D. Cal. 1995)): 具体的侵害行為 (specific infringement) について現実の認識 (actual knowledge) が必要

侵害への重要な寄与 (material contribution)

代位侵害責任

要件:

監督の権限と能力 (right and ability to supervise)

直接の経済的利得 (direct financial benefit)

(3) P2Pにおけるコンテンツの保護

	BBS	P 2 P		
	Posting service provider	Index service provider	Access service provider	Software distributor
直接侵害責任	× (Playboy) (Netcom)	×	×	×
代位侵害責任 (実質的行為者)	○ (Netcom)	○ (Napster)	○	× (Grokster)
寄与侵害責任 (教唆・幫助)	○ (Netcom)	○ (Napster)	○	○ (Grokster)
発信者情報 開示請求	○	○	× (Verison)	×

<http://itlaw.jp/news.html>
